

平成23年度教育職員免許法認定講習会 関係資料抜粋－2

肢体不自由教育における 教育課程

北海道教育大学札幌校
安井 友康

特別支援学校小学部・中学部 学習指導要領

学校教育法

第八章 特別支援教育

第七十二条

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

学校教育法施行規則

第一百三十条

特別支援学校の小学部，中学部又は高等部においては，特に必要がある場合は，第二百二十六条から第二百二十八条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目の全部又は一部について，合わせて授業を行うことができる。

- 2 特別支援学校の小学部，中学部又は高等部においては，知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは，各教科，道徳，外国語活動，特別活動及び自立活動の全部又は一部について，合わせて授業を行うことができる。

平成21年3月9日

改正の概要

- 教育目標
- 自立活動：区分の追加
- 重複障害
- 知的障害：内容の見直し・福祉の追加など
- 個別の指導計画
- 個別の教育支援計画
- センター機能
- 交流・共同学習
- ICFの視点

1. 今回の改訂の基本的考え方

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善に準じた改善

障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じた指導を一層充実

自立と社会参加を推進するため、職業教育等を充実

2. 主な改善事項

障害の重度・重複化、多様化への対応

- 障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること」などを規定
- 重複障害者の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定

一人一人に応じた指導の充実

- 一人一人の実態に応じた指導を充実するため、すべての幼児児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを義務付け
- 学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを義務付け

自立と社会参加に向けた職業教育の充実

- 特別支援学校（知的障害）における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設
- 地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定

交流及び共同学習の推進

- 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことを規定

第1章 総則

第1節 教育目標

小学部及び中学部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、児童及び生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 小学部においては、学校教育法第30条第1項に規定する小学校教育の教育目標
- 2 中学部においては、学校教育法第46条に規定する教育目標
- 3 小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

第1 一般方針

- 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、その障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

-

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童又は生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。

その際、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、児童又は生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童又は生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

2 学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより各教科、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて児童又は生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

小学部：家庭、地域との連携

豊かな体験

中学部：職場体験

生命の尊重

規律ある生活

3. 学校における体育・健康に関する指導は，児童又は生徒の発達の段階を考慮して，学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。

特に，学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については，小学部の体育科及び中学部の保健体育科の時間はもとより，小学部の家庭科（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては生活科），中学部の技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科），特別活動，自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。

また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

- 4 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならない。

第2 内容等の取扱いに関する 共通的事項

各教科，道徳，外国語活動、特別活動及び自立活動

目標や内容の趣旨を逸脱したり，児童又は生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

適切な工夫

2学年間かけて指導する事項

第4 指導計画の作成等に当たって 配慮すべき事項

- 1 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

- 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるように
- 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、地域や学校及び児童の実態に応じ、その障害の状態や発達段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導する
- 個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。また、個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努める

- 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設ける

- 家庭及び地域や医療，福祉，保健，労働等の業務を行う関係機関との連携を図り，長期的な視点で児童又は生徒への教育的支援を行うために，個別の教育支援計画を作成すること。

- スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行う

- 小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童、生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図る

第5 重複障害者等に関する特例

- 1 障害の状態により学習が困難な児童又は生徒について特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。
 - (1) 各教科の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。
 - (2) 各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって、替えることができること。

実際には・・・

- 準ずる教育課程(肢体不自由のみ有する者)

特例により

- 下学年代替の教育課程(学習困難)
- 知的障害代替の教育課程
(知的障害の合併・重複障害)
- 自立活動を主とする教育課程
(学習が著しく困難な重複障害)

第6 授業時数等の取扱い

- 1 小学部又は中学部の各学年における総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずるものとする。この場合、各教科、道徳、特別活動(学級活動(学校給食に係るものを除く。))に限る。

第7 指導計画の作成等に当たって 配慮すべき事項

- 工夫
- 教材の精選
- 重度障害児の個別指導
- 家庭・地域

その他

医療・福祉との連携、センター的機能などなど

第2章 各教科

第1節 小学部

第1款 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

各教科の目標，各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては，小学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。

指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては，児童の障害の状態や特性等を十分考慮するとともに，特に次の事項に配慮するものとする。

3 肢体不自由者である児童に対する 教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を通して表現する意欲を高めるとともに、児童の言語発達の程度や身体の動きの状態に応じて、考えたことや感じたことを表現する力の育成に努めること。
- (2) 児童の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。

- (3) 身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。
- (4) 児童の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。
- (5) 児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること

第2節 中学部

第1款

視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ・ 各教科の目標，各学年，各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては，中学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。
- ・ 指導計画の作成と内容の取扱いに当たっては，生徒の障害の状態や特性等を十分考慮するとともに，第2章第1節第1款において特に示している事項に配慮するものとする。

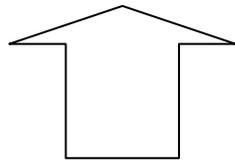
第5章 自立活動

第1 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

第2 内容

- 1 健康の保持
- 2 心理的な安定
- 3 人間関係の形成
- 4 環境の把握
- 5 身体の動き
- 6 コミュニケーション



指導内容のまとまりが必要(文科省2000)

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
- (3) 損傷の状態の理解と養護に関すること。
- (4) 健康状態の維持・改善に関すること。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

- 感覚的要因：刺激の選択（図地）・感覚（体温など）
- 高度な要求：発達課題との関係
- 活動の見通し
- 「させられる」こと
- 注意を引きたい
- 意思伝達
- 失敗・できない経験：ストレス・易怒性、無力感

脳性まひに見られる性格特性

- 固執性
- 注意散漫
- 衝動性
- 自己中心的
- 短絡的
- 幼稚
- 情緒不安定
- 不適応

(藤田ら1985、氏家ら1998)

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。
- (4) 集団への参加の基礎に関すること。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること。
- (2) 感覚や認知の特性への対応に関すること。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

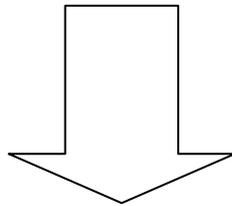
まとまりの例

スイッチを押す課題

- スイッチまで移動(歩行機能)
- スイッチを押す(動作:上肢の伸展動作)
- 教師登場(心理的安定・環境把握)
- 教師がなでる(コミュニケーション)

目標設定

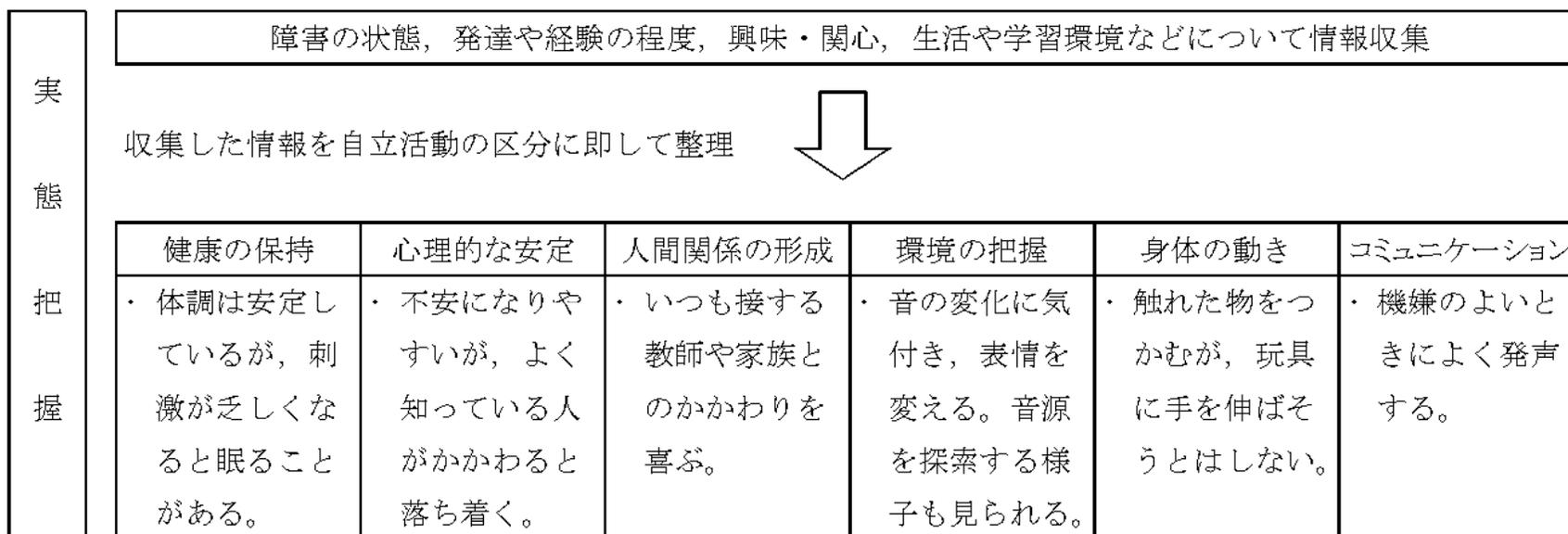
- 筋緊張の亢進：ストレッチ



- 何をするために腕を伸ばすのか？

児童：小学部第1学年

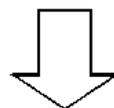
障害名等：肢体不自由（脳性まひ）、知的障害（知的発達のレベル：0歳6か月未満）



幾つかの指導目標の中で優先する目標として

指導目標	音を聞きながら玩具を目で追ったり，玩具を手を持ち，音を出して楽しんだりする。
------	--

指導目標を達成するために必要な項目の選定



選 定 さ れ た 項 目	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	・ 生活のリズム や生活習慣の 形成に関する こと。	・ 情緒の安定に 関すること。	・ 他者とのかか わりの基礎に 関すること。	・ 保有する感覚 の活用に関す ること。	・ 姿勢と運動・動 作の基本的技 能に関するこ と。	・ コミュニケー ションの基礎 的能力に関す ること。

選定された項目を
関連付け具体的な
指導内容を設定

具 体 的 指 導 内 容	・ 音の変化を楽しんだり、 音のする玩具の動きを 目で追ったり、音がす るところを探索したり する。	・ 玩具を振ったり、それに 触ったりして音を出し、 笑顔になったり発声した りする。	・ 教師の言葉掛けを聴い て、玩具に手を伸ばし て音を出したりする。
---------------------------------	--	---	--

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成するものとする。

- (1) 個々の児童又は生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。
- (2) 実態把握に基づき、長期的及び短期的な観点から指導の目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。

(3) 具体的に指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。

- ア 児童又は生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的にとらえることができるような指導内容を取り上げること。
- イ 児童又は生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。
- ウ 個々の児童又は生徒の発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容も取り上げること。
- エ 個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げること。

- (4) 児童又は生徒の学習の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。

- 3 指導計画の作成に当たっては、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにするものとする。
- 4 個々の児童又は生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにするものとする。
- 5 重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の児童又は生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにするものとする。

- 6 自立活動の時間における指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにするものとする。
- 7 児童又は生徒の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。

特別支援学校高等部学習指導要領

第2款

各科目に関する指導計画の作成と内容の取
扱い

今後に向けて

- 改正の動向に注目